

次回提案予定の案件について

第9回の協議会を終えて、協議を要する協定項目約4,000件のうち、99.6%の調整が終了しました。(各協定項目ごとの協議状況は7ページをご覧ください。)

次回第10回の協議会では、次のような協定項目が提案・協議される予定です。

合併の基本4項目

下記の4項目について協議されます。

項目	第1回協議会での確認内容
1.合併の方式	原則として、堺市への編入合併を前提に協議を行う。
2.合併の期日	合併特例法の期限内の早い時期を目指す。
3.市の名称	合併の方式を前提として決定していく。
4.事務所の位置	合併の方式を前提として決定していく。

市議会の議員の定数及び任期の取扱い

現在の美原町議会議員の任期等の取扱いについて協議されます。

特別職の職員の身分の取扱い

現在の美原町の特別職(非常勤を含む)の身分の取扱いについて協議されます。

など



編入合併の場合の議会の議員の定数及び任期に関する特例

新市の均衡ある発展を実現するためには、編入される市町村の住民の意見が適切に反映されることが大切です。

合併により、編入される市町村の議員が失職してしまうと、編入される市町村の住民の声を新市に届ける代表者がいなくなってしまいます。

このようなことから、合併特例法では議会の議員定数・在任期間について次のような特例が定められています。

在任特例

編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の議員の残任期間、引き続きその議員として在任することができます。さらに合併後最初の一般選挙の際に定数特例を適用できます。

(合併特例法第7条第1項及び第3項)

定数特例

編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて議員定数を増やすことができます。この定数特例は、さらに合併後最初の一般選挙の際にも適用できます。

(合併特例法第6条第2項及び第5項)